

第1回 芝富小学校のこどもたちの未来を考える協議会

日時：令和8年7月24日（金）

午後7時から午後8時30分まで

場所：芝川公民館

次 第

1 開会

2 教育長あいさつ

3 自己紹介

4 会長及び副会長選出

5 議事

(1) 芝富小学校のこどもたちの未来を考える協議会の進め方

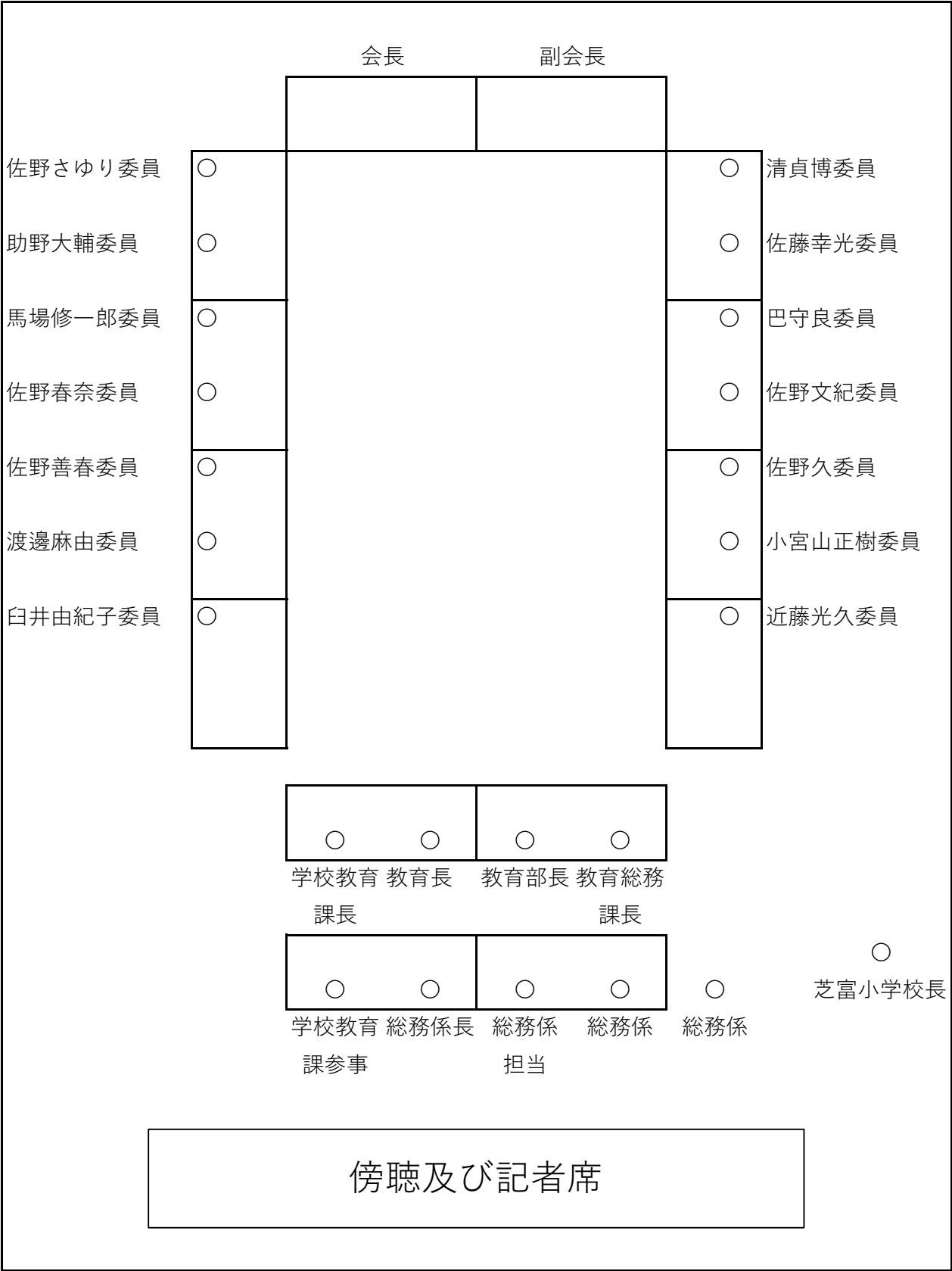
(2) 教育委員会の方針

(3) 今後のスケジュール予定

6 次回の予定

7 閉会

第1回芝富小学校のこどもたちの未来を考える協議会 席次表
日時：令和8年7月24日（金） 午後7時
会場：芝川公民館



芝富小学校のこどもたちの未来を考える協議会 委員名簿

任期：令和 8 年 7 月 2 4 日から協議が終了するまで

区分	氏 名	備 考
1 号	佐野 さゆり	芝富小学校 P T A 会長
	助野 大輔	
	馬場 修一郎	
2 号	佐野 春奈	
	佐野 善春	
	渡邊 麻由	
3 号	清 貞博	西山区長
	佐藤 幸光	大久保区長
	巴 守良	長貫区長
	佐野 文紀	上羽鮎区長
	佐野 久	下羽鮎区長
	小宮山 正樹	稗久保区長
	近藤 光久	香葉台区長
4 号	臼井 由紀子	富士宮市議会議員

【参考】

こどもたちの未来を考える協議会設置要綱（抜粋）

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、教育委員会に意見書を提出する。

- (1) 対象校の再編の方向性に関する事項
- (2) その他対象校の再編に関し必要な事項

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 対象校の児童又は生徒の保護者
- (2) 対象校の通学区域内に居住する未就学児の保護者
- (3) 対象校の通学区域内の地域住民の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

こどもたちの未来を考える協議会設置要綱

(設置)

第1条 富士宮市立小中学校の再編を進めるに当たり、学校再編の対象となる学校（以下「対象校」という。）ごとに、こどもたちの未来を考える協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、教育委員会に意見書を提出する。

- (1) 対象校の再編の方向性に関する事項
- (2) その他対象校の再編に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼する。

- (1) 対象校の児童又は生徒の保護者
- (2) 対象校の通学区域内に居住する未就学児の保護者
- (3) 対象校の通学区域内の地域住民の代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員は、無報酬とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から第2条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (令和7年10月10日教育長決裁)

この要綱は、教育長決裁の日から施行する。

こどもたちの未来を考える協議会の進め方

1 目的

こどもたちの未来を考える協議会（以下「協議会」という。）は、学校再編の対象となる学校区の地域住民、児童の保護者及び未就学児の保護者等を委員として、こどもたちの未来を第一に考え、学校再編の方向性を協議する場です。

2 協議内容

- (1) 学校再編に関する方向性
- (2) その他学校再編に関し必要な事項

3 開催回数・期間

基本的には、開催回数は3回から5回程度、期間は令和9年3月までを見込みます。ただし、協議会の進捗状況によってはこの限りではありません。

4 協議会の進捗状況の周知

協議会の進捗状況を地域住民に周知するため、協議会の内容をまとめた「こども協議会だより（資料3－1）」を作成し、市のHPへの掲載や芝富地区への回覧を実施します。

5 協議の終了

学校再編の方向性が決定したら、意見書（資料3－2）を作成します。その後、意見書の内容が決定したら、協議を終了します。

6 意見書の提出

決定した意見書については、会長・副会長が教育委員会に提出します。

7 協議会終了後の流れ

統合準備委員会を設置します。

各学校の代表者に学校関係者を加え、学校の統合を円滑に進められるよう、学校の統合に関する具体的な事項を決定します。

8 会議の公開

会議は原則公開とします。

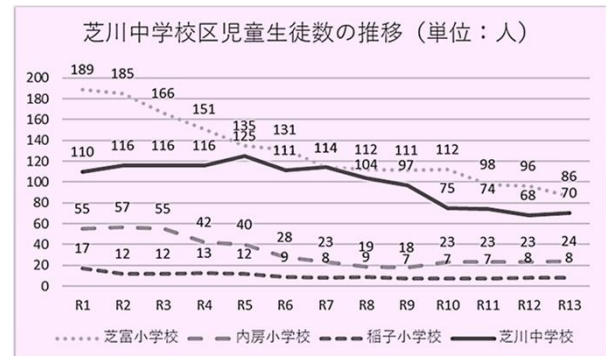
芝富小学校

こども協議会だより

第1回の協議会を開催しました。

今後、協議会として意見書を提出するよう、協議を進めていきます。第1回の協議会では、主に下記の内容について協議されました。

- ・協議会の進め方
- ・教育委員会の方針
- ・今後のスケジュール



【教育委員会の方針】

- ・令和○年度に・・・
- ・令和○年度に・・・
- ・～について協議する。

【協議会の主な意見・質問】

- ・○○したらどうか。
- ・○○を提案する。
- ・◇◇について話したい。
- ・○○についてどのように考えているか。
- ⇒それについては考えている。
- ・○○についてはどうか。
- ⇒それは、今後検討したい。
- ・■■の意見を聞きたい。
- ⇒それについては、次に回答する。

【次回の開催日程・会場】

- ・令和○年○月○日 ○時○分～
- ・芝川公民館
- ※当日の傍聴も受け付けています。

発行：富士宮市教育委員会教育部教育総務課
 電話：0544 - 22 - 1182
 メール：e-somu@city.fujinomiya.lg.jp

令和〇年〇月〇日

富士宮市教育長 望月 俊伸 様

芝富小学校のこどもたち
の未来を考える協議会
会 長 〇 〇 ■ ■

芝富小学校の再編に関する意見書

現在、全国的に少子化が進んでおり、富士宮市においても同様に、10年前と比較すると出生数は約半分の500人程度となっております。

こうした状況を踏まえ、芝富地区の区長や小学校の児童の保護者等を委員とする芝富小学校のこどもたちの未来を考える協議会を設置し、協議してきました。

協議の結果、芝富小学校については、教育委員会の方針のとおり統合を行う結論となりました。

つきましては、統合に向けて下記の事項の実現に努めていただきますようお願いいたします。

記

- ・ 校名に関する事
- ・ 児童の登下校に関する事
- ・ 放課後児童クラブに関する事
- ・ 学校施設の今後の利活用に関する事
- ・ 統合までの間の内房小学校及び稲子小学校との交流事業に関する事

1 教育委員会の方針

統合



芝富小
内房小
稲子小
が1つに



芝富小校舎
を使用

2 今後のスケジュール

協議会

- ~R9.3
- 意見書を教育委員会に提出

統合準備 委員会

- R9.4~
- 統合に関する詳細を決定

統合

- 新体制スタート

3 今後の協議会

意見書の作成



方向性



要望事項

協議会として意見をまとめて
教育委員会に提出していただきます

4 統合準備委員会

主な検討事項



校名



統合時期



通学方法



教育課程



行事



PTA

教職員も参加して統合について
具体的な検討を行います